

随意契約結果及び契約の内容

工 事 の 名 称	令和7年度 都市計画道路沼津南一色線橋梁架設工事
工 事 概 要	橋台基礎 N=2箇所 場所打ち杭（φ2000） A1橋台 N=25本 A2橋台 N=20本 鋼矢板圧入 N=298枚 鋼矢板圧入（硬質地盤） N= 26枚
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	沼津市長 頼重 秀一 担当課 建設部道路建設課 沼津市御幸町16番1号
契 約 年 月 日	令和 7年 6月 30日
契 約 業 者 名	三井住友・大藤特定建設工事共同企業体 代表構成員 三井住友建設株式会社 静岡支店
契 約 業 者 の 住 所	静岡県静岡市葵区日出町1番地の2
契 約 金 額	1, 328, 800, 000円（税込み）
予 定 価 格	1, 329, 614, 000円（税込み）
随意契約によることとした理由	本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の技術協力・施工タイプでの入札を採用し、古墳を毀損しない確実な施工やコスト縮減等を踏まえた合理的な設計内容が評価され、三井住友・大藤特定建設工事共同企業体が優先交渉権者として選定されている。 以上のことから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」を適用し、三井住友・大藤特定建設工事共同企業体と予算の範囲内で随意契約するものである。
工 事 場 所	静岡県 沼津市 東熊堂 地内
工 事 種 別	河川・道路構造物工事
工 期 （ 自 ）	令和 7年 7月 1日
工 期 （ 至 ）	令和 8年 7月 25日
備 考	落札率99.9%

件 名：都市計画道路沼津南一色線橋梁架設工事にかかる技術協力業務
 発 注 者：沼津市

評価表（全評価者とりまとめ）

評価者 受付番号	参加者						評価 (合計)	平均
	①過年度に実施したデザインコンペにおける最優秀提案の実現に関する提案		② 古墳を毀損せず、確実性の高い架設方法の提案能力		③ 工程短縮に有効な提案能力			
A	理解度	12/20	的確性	16/20	的確性	6/10	60/90	71/90
	実施手順 及び 実施体制	6/10	実現性	12/20	実現性	8/10		
B	理解度	16/20	的確性	20/20	的確性	10/10	76/90	
	実施手順 及び 実施体制	6/10	実現性	16/20	実現性	8/10		
C	理解度	16/20	的確性	20/20	的確性	10/10	78/90	
	実施手順 及び 実施体制	8/10	実現性	16/20	実現性	8/10		

「都市計画道路沼津南一色線橋梁架設工事」
に係る契約者の選定経緯について

令和 7 年 10 月

沼津市

目 次

1. 工事概要
2. 経緯
3. 競争参加資格確認（一次審査）
4. 技術提案審査（二次審査）
5. 技術協力業務
6. 価格等交渉
7. 契約相手の決定
8. 技術提案・交渉方式に係る学識経験者意見聴取の経緯

1. 工事概要

(1) 発注者

沼津市

(2) 工事名

都市計画道路沼津南一色線橋梁架設工事

(3) 工事場所

沼津市 東熊堂 地内

(4) 工事内容

本工事は、都市計画道路沼津南一色線において、橋梁架設工事を行うものである。

1) 技術協力業務

- ・橋梁技術協力業務 1 式

2) 建設工事

- ・橋梁上部工 1 式
- ・橋梁下部工 1 式
- ・橋梁基礎工 1 式

3) 履行期間

①技術協力業務

令和 6 年 6 月 25 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

②建設工事（橋梁基礎工 1 式）

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 7 月 25 日まで

2. 経緯

(1) 本工事の特殊性

本工事は、都市計画道路沼津南一色線の道路区域内において確認された、高尾山古墳を回避するための橋梁架設工事を行うものである。

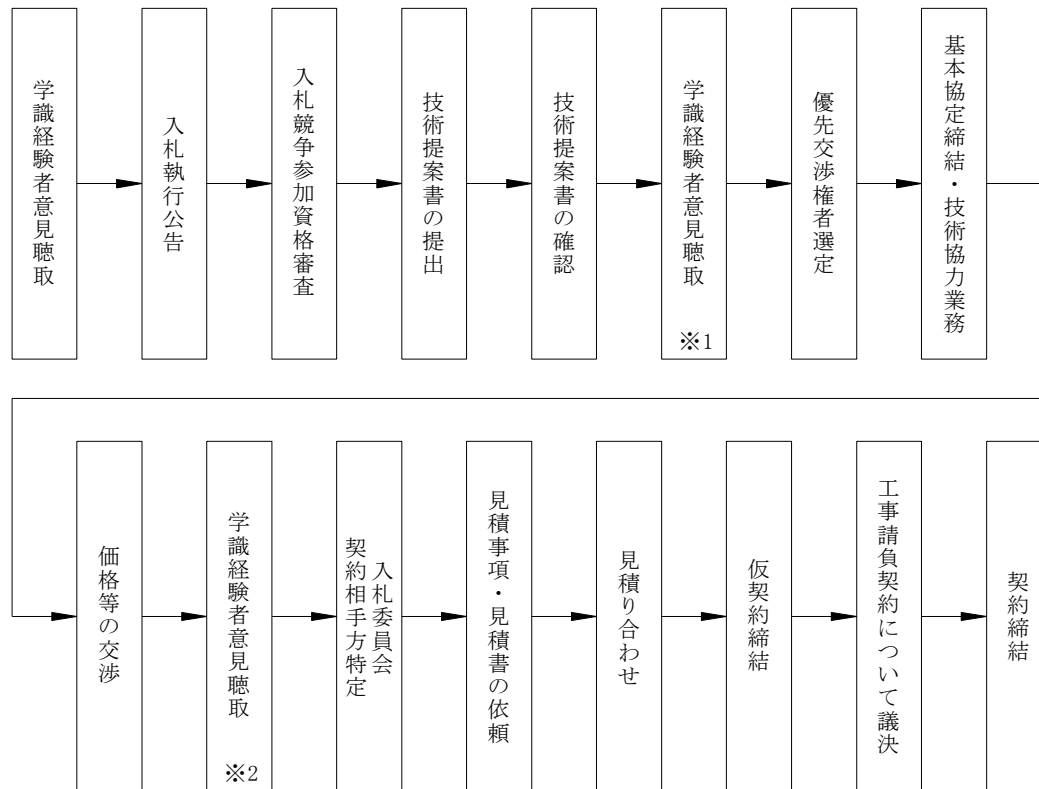
本橋梁は、古墳の墳丘部との離隔が著しく狭いため、古墳を毀損しない確実な施工方法を確立する必要がある。また、国道1号及び主要地方道三島富士線などの交通量が多い道路と隣接していることや、施工範囲が住宅地であるため、施工時における交通規制や、周辺への配慮も必要な現場条件となっている。

一方、構造条件としては、高尾山古墳は国史跡指定を受けた史跡であるため、史跡指定範囲内に橋脚を設けることができず、単径間での橋梁で計画したものである。

このことを踏まえ、実際の工事にあたっては、施工ヤード、交通規制条件を考慮した架設計画の他、本橋梁構造特有の施工管理を踏まえた橋梁設計が必要であることから、設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる発注方式「技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）」を採用することとした。

(2) 契約決定の流れ

契約手続きの流れは図－1のとおりである。



※1【学識経験者への意見聴取結果】

技術提案の審査にあたっては、技術的に専門性の高い提案の評価を審査するため、学識者の知見を踏まえ「優先交渉権者」を決定

※2【学識経験者への意見聴取結果】

設計の内容・価格等の交渉結果の審査にあたっては、技術提案を踏まえた仕様等を審査するため、学識者の知見を踏まえ「設計・価格等の妥当性を決定」

図-1 契約手続きの流れ

(3) 契約決定までの主な経緯

契約者決定までの主な経緯は表-1 のとおりである。

日 付	内 容
令和5年9月21日	技術提案・交渉方式の適用判断、参考額の設定方法、評価方法等について学識経験者の意見聴取
令和5年10月23日～11月2日	技術提案・交渉方式による工事発注に関する説明会
令和5年11月30日	入札執行公告 技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）
令和5年12月1日～ 令和6年1月12日	入札執行公告等に対する質問の受領期間
令和6年1月31日	入札参加資格審査申請書等の提出 （技術提案書含む）
令和6年2月5日	入札競争参加資格審査の確認通知
令和6年2月14日	技術提案書及び参考見積に対してのヒアリング
令和6年2月14日	技術提案の審査・評価について学識経験者の活用 優先交渉権者の選定について学識経験者の意見聴取
令和6年2月19日	優先交渉権者選定通知
令和6年3月12日	基本協定、技術協力業務委託、設計協力協定、設計 業務委託締結に向けた事前打合せ （優先交渉権者、市、学識）
令和6年3月15日	基本協定、技術協力業務委託、設計協力協定、設計 業務委託締結に向けた打合せ （優先交渉権者、市、学識、設計者）
令和6年6月24日	基本協定締結、技術協力業務委託契約
令和6年9月6日	設計協力協定締結、設計業務契約
令和7年5月16日～5月20日	価格等の交渉（1回～2回）
令和7年5月26日	設計内容・価格交渉内容について学識経験者の意見 聴取
令和7年5月29日	建設業者指名委員会（契約相手方特定）
令和7年5月30日	見積り事項・見積書の依頼
令和7年6月4日	見積り合わせ、仮契約締結
令和7年6月30日	工事請負契約について議決、工事請負契約締結

表-1

（４）工事実施者の選定方法

契約の相手方の選定は、第一次審査として企業及び技術者の審査を行い技術提案の作成する者を選定し、第二次審査として技術提案書の審査を行い、優先交渉権者及び次順位以下の交渉権者を決定する方法とした。優先交渉権者として選定した者に対しては、技術協力業務の実施後に価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に、見積合わせを行い、予定価格を下回った場合には工事契約の相手方として決定することとする。

（５）工事実施者の選定体制

技術提案書の審査・評価は、中立かつ公正な審査・評価を確保するため、学識経験者等で構成する「沼津南一色線デザイン監理委員会」（構成委員は表-2）で行った。

入札の執行公告前、技術審査段階、価格等の交渉段階の３段階において意見徴収を行い、工事実施者を選定した。なお、意見聴取内容は非公開とした。

沼津南一色線デザイン監理委員会名簿

分 野	氏 名	所 属・職 名
景観・ 土木構造物 デザイン	福井 恒明	法政大学デザイン工学部 教授
構 造	関 文夫	日本大学理工学部 教授
建 築	亀井 暁子	静岡文化芸術大学デザイン学部 教授
文 化 財	禰亘田 佳男	大阪府立弥生文化博物館 館長
ランドスケープ デザイン	阿部 伸太	東京農業大学 地域環境科学部 准教授

表-2

3. 競争参加資格確認（一次審査）

（1）競争参加資格確認（一次審査）の概要

競争参加資格確認は、競争参加者としての適正な資格と必要な実績を有するかを審査するものであり、段階選抜（一次審査）として技術提案を要請する者を選抜した。なお、資格要件は配置予定技術者の能力、企業の施工実績、事故及び不誠実な行為に対する評価である。

競争参加資格については表-3 のとおりである。

企業に求める特別事項	建設業許可の種類等	建設業法第3条の規定に基づく土木工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であり、当該許可を有しての営業年数が5年以上であること。
	沼津市建設工事競争入札参加資格認定業種等	競争参加資格の審査基準日現在、沼津市における建設工事競争入札参加資格の土木工事業に係る認定を受けた者であること。
	同種工事の施工実績	国又は地方公共団体において、平成25年度以降（完成し引渡し済みのもの）に、ポストテンション方式によるP C橋上部工事を元請けとして施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率20%以上のものに限る。
	経営審査経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の総合評定値	土木一式工事に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（審査基準日が令和3年6月1日以降であって、かつ、最新のもの）の総合評定値が1,200点以上であること。
技術者に求める特別事項	主任（監理）技術者の資格	次に掲げる条件をいずれも満たす者を本建設工事に専任で配置できること。 ・監理技術者資格者証の交付を受けている者で監理技術者講習を受講した者 ・主任技術者になりうる国家資格を有する者 ・入札参加資格審査申請の時点で3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること
	設計（管理）技術者の資格	下記に掲げる条件のいずれかの資格を有する者を本技術協力業務に配置できること。 ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門（鋼構造及びコンクリート）） ・博士（専門分野：コンクリート構造に関する研究） ・博士（専門分野：橋梁または鋼構造に関する研究） ・R C C M（鋼構造及びコンクリート） ・国土交通省登録技術者資格※（施設分野：道路－業務：計画・調査・設計） ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く。）

表-3

（2）審査結果

令和6年1月31日までに1者の応募があり、競争参加資格確認申請書について資格審査を行った結果、競争参加資格を有していることが確認できたため、令和6年2月5日付けで一次審査結果を通知した。

4. 技術提案審査（二次審査）

（1）技術提案審査（二次審査）の概要

技術提案項目の設定にあたっては、本橋梁の構造条件、現場条件を踏まえ、学識経験者の意見聴取の結果、下記の2提案項目と評価のポイントを確認した。

1) 本技術協力業務に関する理解度

過年度に実施したデザインコンペにおける最優秀提案の実現に関する提案

- ・本業務を遂行するにあたっての理解度
- ・業務実施手順の妥当性、実施体制の確保

2) 主たる事業課題に関する提案

古墳を毀損せず、確実性の高い架設方法の提案能力

- ・合理的な架設方法及びコスト縮減に優れた架設方法の検討
- ・提案された内容について、具体的な裏付け

工程短縮に有効な提案能力

- ・設計段階から、施工期間確保に有効な工法の検討や、地元調整などに配慮した有効な提案
- ・提案された内容について、具体的な裏付け

なお、2) 主たる事業課題に関する提案を「提案能力」としているのは、通常の総合評価落札方式と異なり「仕様の確定が困難」であることから、具体的な対応策が重要ではなく課題の提示とそれに対する対応策を論理的に示す能力が重要と考え、評価基準の記載についてもそのような表現としている。

技術提案項目と評価基準及び配点については表-4 のとおりである。

評価項目			評価基準		配点
技術提案	本 関 技 術 協 力 業 務 に	①過年度に実施したデザインコンペにおける最優秀提案の実現に関する提案	理解度	「都市計画道路沼津南一色線の整備方針」及び「都市計画道路沼津南一色線道路設計等に関する基本計画書」に基づき、業務目的、現地条件、与条件、提案内容の適用上の課題、不確定要素等を十分に理解する。 ・業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ理論的に整理されており、本業務を遂行するにあたっての理解度が高い場合。	20点
			実施手順及び実施体制	業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合。 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合。 ・本業務の内容、規模に対して十分（具体的）な実施体制が確保されている場合。	10点
	主 た る 事 業 課 題 に 関 する 提 案	② 古墳を毀損せず、確実性の高い架設方法の提案能力	的確性	古墳を毀損せず、確実性の高い架設方法の提案について、以下である場合に優位に評価する。 ・上部工の施工において、合理的な架設工法の検討について、有効な提案がある場合。 ・上部工の施工において、コスト縮減に優れた架設方法（プレキャストセグメント又は場所打ち等）の検討について、有効な提案がある場合。	20点
			実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合。 ・提案された内容について、実施事例、類似事例の記載があり、提案に具体的な裏付けがある場合。	20点
		③ 工程短縮に有効な提案能力	的確性	工程短縮に有効な提案について、以下である場合に優位に評価する。 ・設計段階から、早期調達可能な資材を設計に反映する等の検討について、有効な提案がある場合。 ・設計段階から、施工期間の確保に有効な工法を設計に反映する等の検討について、有効な提案がある場合。 ・設計段階から、地元の調整などに配慮した有効な提案がある場合。	10点
			実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合。 ・提案された内容について、実施事例、類似事例の記載があり、提案に具体的な裏付けがある場合。	10点

表-4

提出された技術提案を評価し、技術協力業務及び価格交渉を行う優先交渉権を決定した。

技術提案の評価は、60 分程度のヒアリングを実施し、技術提案内容の確認を行った上で、上述の提案項目に関する提案内容の審査を行った。

なお、公告後、技術提案書等の作成に関する質問期間（令和 5 年 11 月 30 日～令和 6 年 1 月 12 日）に、2 問の質問を受領・回答している。

（２）審査結果

審査の結果、三井住友・大藤特定建設工事共同企業体は、技術提案項目において優れていることが評価された。よって、公告文及び入札説明書の規定に基づき、令和 6 年 2 月 19 日付けで三井住友・大藤特定建設工事共同企業体に優先交渉権者として通知した。

審査結果については、表-5 のとおりである。

評価項目			評価基準	配点	評価 (得点)
技術提案	本 関 技 術 協 理 力 業 務 に 関 する 評 価 項 目	①過年度に実施したデザインコンペにおける最優秀提案の実現に関する提案	理解度	20点	15点
			実施手順 及び 実施体制	10点	7点
	主 たる 事 業 課 題 に 関 する 提 案	② 古墳を毀損せず、确实性の高い 架設方法の提案能力	的確性	20点	19点
			実現性	20点	15点
		③ 工程短縮に有効な提案能力	的確性	10点	9点
			実現性	10点	8点
※得点は評価者 3 名による評価結果の平均とした。				90点	73点

表-5

5. 技術協力業務

「技術協力・施工タイプ」における技術協力業務の実施にあたり、発注者は優先交渉権者と設計の調整及び協力関係等を記した基本協定書を締結し、技術協力業務の契約を締結した。技術協力業務の工期は、令和6年6月25日から令和7年3月31日まで（約8か月）とし、工期内で優先交渉権者の技術提案、あるいは学識経験者による助言、発注者・設計者・優先交渉権者による合同会議で提案された追加技術提案を踏まえた設計、関係機関及び地元協議結果を設計に反映し、価格等交渉のための工事費の積算を行った。

技術協力業務を円滑に進めるためには、複数の関係者間での情報共有と協働体制の構築が重要となる。このため、優先交渉権者との契約締結後、直ちに発注者・設計者・優先交渉権者で合同現地確認を行い、現地条件と課題の共有を図った。さらに、技術協力業務を通して優先交渉権者が果たす役割については、初回打合せ時に議論し、表-6のとおり優先交渉権者・設計者の役割分担を確認し、合意を図った。

	項 目	内 容
優先交渉権者	技術協力計画	技術提案・検討・計画
	設計の確認	設計の確認・照査
	上部工概略検討	PC鋼材配置・斜吊りの検討
	FEM解析	主桁応力伝達確認
	施工計画	上下部工施工計画
	架設設備計画	移動作業車等架設計画
	仮設備計画	ピロン柱等仮設備計画
	技術情報等の作成	技術情報（機能・性能、適用条件、コスト情報等）の作成
	全体工事費の算出	見積り・見積り条件・根拠の作成 全体工事費の算出
	関係機関協議	地元及び関係機関への協議支援（資料作成等）
	設計協議	学識経験者への意見聴取（資料作成）
設計者	橋梁詳細設計	座標計算、施工計画、動的解析
	上部工設計	
	下部工設計	
	基礎工設計	
	関係機関協議	地元及び関係機関への協議支援（資料作成等）
	設計協議	学識経験者への意見聴取（資料作成）

表-6

6. 価格等交渉

（1）実施方法

発注者及び優先交渉権者で技術協力業務の契約を締結するにあたり、設計業務及び技術協力業務完了後の工事契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を令和6年6月24日に締結した。

(2) 経 過

基本協定に基づき、2回の価格等交渉を実施した。主な経過は以下のとおりである。

【第1回】令和7年5月16日

- ・工事費の積算条件及び歩掛根拠等を確認

【第2回】令和7年5月20日

- ・第1回価格等の協議結果を反映した見積内容を確認

(3) 価格の妥当性の検証

優先交渉権者から提出された工種毎における見積額の妥当性の検証については、以下のとおり行い、見積り条件やヒアリング等により確認した。

- ①歩掛については、原則、標準歩掛を使用し、優先交渉権者との価格交渉及びこれまでの類似実績等を参考に妥当性を確認した。
- ②設計単価（労務単価、資材価格、機械経費）については、原則、静岡県公表単価及び市場単価を使用し、特殊な材料等については、別途見積り徴収の実施や、学識経験者への意見聴取を行い、妥当性を確認した。

(4) 見積合わせ

実施日時 令和7年6月4日

7. 契約相手の決定

- (1) 工 事 名 令和7年度 都市計画道路沼津南一色線橋梁架設工事
- (2) 契 約 者 三井住友・大藤特定建設工事共同企業体
代表構成員 三井住友建設株式会社 静岡支店
支店長 杉 村 悟
- (3) 工事場所 沼津市 東熊堂 地内
- (4) 契 約 日 令和7年6月30日
- (5) 契約金額 1,328,800,000円
- (6) 工 期 令和7年7月1日～令和8年7月25日

8. 技術提案・交渉方式に係る学識経験者意見聴取の経緯

本工事の手続きにあたっては、中立かつ公正な審査を行うため、学識経験者等から全3回の意見聴取を行った。

開催日及び意見聴取事項等は以下のとおり。

【第一回】

- 1) 開催日：令和5年9月21日（木）
- 2) 意見聴取事項
 - ①技術提案・交渉方式の適用可否
 - ②技術提案範囲・事項・評価基準

【第二回】

- 1) 開催日：令和6年2月14日（水）
- 2) 意見聴取事項
 - ①技術提案の審査・評価について
 - ②優先交渉権者の選定について

【第三回】

- 1) 開催日：令和7年5月26日（月）
- 2) 意見聴取事項
 - ①設計の進捗について
 - ②価格等の交渉について
 - ③公表内容について